

コンプライアンス(法令等遵守)

●金融商品の勧誘方針

当社は、銀行の社会的責任を果たし、お客さまの信頼に応えるため、誠実・公正・透明を基本とした企業行動を実践してきております。この企業行動に基づくとともに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条（勧誘方針の策定等）に則り、金融商品の勧誘に当たっては引き続き次の事項を遵守します。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして適正な金融商品の勧誘を行います。
2. お客さまが金融商品の内容やリスクの内容など重要な事項を十分にご理解いただけるよう努めます。そのうえで金融商品の選択・購入はお客さまの判断によってお決めいただきます。
3. 勧誘の時間帯は、店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話などによる勧誘は、お客さまのご迷惑にならないよう配慮して行います。

4. 誠実・公正な勧誘を心掛け、事実と異なることを告げたり、断定的判断を提供するなど、お客さまが誤認するような勧誘は行いません。

■金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第2項

「勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。」

- ①勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- ②勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- ③前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

銀行取引に関するご相談(ADR)

内容	お問い合わせ先	受付時間
銀行に関するご相談・ご照会・ご意見・苦情の受付窓口	全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772	平 日／9：00～17：00 ・ 祝日および銀行の休業日を除く
	ホームページ https://www.zenginkyo.or.jp/adr/	
	信託協会 信託相談所 0120-817335 または 03-6206-3988	平 日／9：00～17：15 ・ 祝日および銀行の休業日を除く
	ホームページ https://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html	

- ・ 全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。
- ・ 信託協会は信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。